

# 令和8(2026)年度「オールとちぎ移住・しごとフェア」 業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が委託する令和8(2026)年度「オールとちぎ移住・しごとフェア」に係る業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

## 1 業務の目的

本県においては、東京圏への人口の転出超過が続いていること、本県の将来を担う人材の不足が懸念され、本県への移住・定住を促進することは喫緊の課題である。

地方移住の希望者に、本県を移住先として具体的に検討してもらうためには、県内全域の暮らしや仕事の情報に一元的に触れられる機会を提供することが重要であるため、県内全市町及び関係団体等に加え、求人を行う民間企業等が一堂に会する合同移住・しごと相談会（以下「フェア」という。）を開催し、本県への移住・定住を効果的に促進するとともに、県全体の移住・定住促進に向けた受入体制の底上げ・強化を図る。

## 2 委託期間

契約締結日から令和9(2027)年3月31日（水）まで

## 3 委託料

6,563,645円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

## 4 委託業務概要

業務の目的を達成するために、フェアの開催・運営その他必要な業務を行うこと。

### (1) 主催等

主催者：栃木県（甲）

共催者：公益社団法人ふるさと回帰移住交流推進機構（以下「丙」という。）

### (2) 開催日程

令和8(2026)年11月1日（日）

開催時間は、11:00～16:30を基本とするが、効果的に集客できると見込まれる時間がある場合は乙が提案し、甲と協議の上、決定する。

### (3) 会場

東京交通会館 12階 ダイヤモンドホール 980 m<sup>2</sup>

※東京交通会館（東京都千代田区有楽町二丁目10番1号）の会場の概要は、ホームページを参照のこと。<https://www.kotsukaikan.co.jp/business/exhibition/>

## 5 委託業務の内容

### (1) 企画

#### ア テーマ及びタイトル

- ・ 本フェアのメインターゲットである 20 歳代から 40 歳代の移住希望者に効果的に訴求し、興味を引くようなテーマ及びタイトルを提案すること。なお、「オールとちぎ」の名称は必ず使用すること。テーマ及びタイトルは乙が提案し、甲と協議の上、決定すること。

#### イ 企画・計画

- ・ 市町や企業、関係団体等による本県の暮らしやしごとに関する相談ブースを設けたイベントを企画・提案すること。
- ・ 先輩移住者や有識者等（以下「ゲスト」という。）を招いた地方での暮らし等を紹介するセミナー、本県の魅力を実感できる体験コーナー、事前登録による来場者プレゼント等、来場者の増加につながるプログラムを実施すること。特に、午後の来場者確保のためのコンテンツを企画し、提案すること。
- ・ 本フェアへの出展団体の募集及び調整については、甲と連携しながら乙が実施すること。
- ・ イベント会場を利用した出展者情報の効果的な周知等により相談ブースへの誘導につながる工夫をすること（映像の放映やアナウンス、パネルの設置等）。
- ・ オール栃木体制で移住希望者を迎え入れられるよう、出展する自治体及び企業・団体等向けにブースの装飾や呼び込み手法及び相談対応のロールプレイング等を伴う説明会や研修会を企画し、開催日の 1 か月前を目安に実施すること。なお、内容は乙が提案し、甲と協議の上、決定する。
- ・ フェア当日は、同フロアで群馬県も同様のフェアを開催する予定であるため、相乗効果を期待できるプログラムや、集客につながる広報施策を提案すること。
- ・ フェアのタイトル、開催日時、開催方法、プログラム内容、ゲスト、広報手段、研修会等開催当日までのスケジュールを記載した計画書を開催日の 60 日前までに納品すること。
- ・ 必要に応じてその他集客目標の達成につながる工夫や、魅力的なイベントの企画、取組を独自提案し、実施すること。内容については甲と協議の上、決定する。

#### ウ ゲストの手配

- ・ 5 (1)イで実施するセミナーに出演するゲストの手配は、甲と協議した上で乙が実施すること。なお、謝金等は、委託料の中から支出すること。

#### エ 来場者等の費用負担

- ・ 来場者及び出展者の参加料は、無料とする。

### (2) 会場、備品等の手配及び連絡調整

#### ア 会場レイアウト

- ・ フェア全体の回遊性を高め、出展者・来場者ともに満足度を高められる会場レイアウトとすること。なお、会場レイアウトは、乙が提案の上、甲と協議して決定する。
- ・ 会場内に来場者の受付スペース、総合案内ブース、セミナー等を実施するためのイベント会

場を設置すること。

- ・ お子様連れの来場者も安心して参加できるよう、キッズスペースを設置し、スタッフを配置すること。
- ・ 県及び市町の移住・定住に関する資料を配架するコーナーを設けること。なお、配架する資料の手配及び調整は、甲が行う。

#### イ 会場及び備品等の借り上げ調整

- ・ 会場使用料、その他の会場設営費（什器・備品・機材一式、回線利用、荷物搬入・搬出等）は委託料の中から支出すること。
- ・ 東京交通会館の会場や備品借上げ・設営手配、各種手続等については、丙を通して行うこと。なお、会場や代表的な備品の貸出しに係る経費は4(3)のホームページに記載があるが、その他会場や備品等の寸法、借上げ・設営手配、各種手続等に係る経費等の情報が必要な場合は、丙の事業部（TEL：03-6273-4415）に問い合わせること。

### (3) 特設ページの作成

- ・ 以下のコンテンツを含む本フェアの特設ページを開催日の30日前までに開設すること。なお、当該ページは、本県移住・定住促進ウェブサイト「ベリーマッチとちぎ」（以下「ベリーマッチとちぎ」という。）<https://www.tochigi-iju.jp/>内に構築するものとし、デザイン及びコーディングを行い、甲が指定するサイト管理者にHTMLファイル、CSSファイル、イメージファイル等コンテンツを構成するファイルを提出すること。また、ページの作成に必要な素材は乙が収集すること。
- ・ 事前受付ができるよう、来場受付フォームを設置すること。
- ・ タグマネージャー等を設置し、各種分析ができるようにすること。
- ・ デザイン及び構成については、甲と協議の上、決定する。なお、作成に当たっては、甲が指定するサイト管理者と調整を行うこと。
- ・ P C、スマートフォン及びタブレットで閲覧されることを前提に、機器や画面サイズに応じたレスポンシブウェブデザインで設計すること。
- ・ ページ内には、会場内レイアウト、会場内エリアの案内、プログラム、出展団体の紹介、会場アクセス等を掲載することとし、フェア内容を魅力的に見せ、来場者の興味を引くような構成となるように企画し、提案すること。

### (4) 広報等

#### ア 広報の実施

- ・ 移住の関心の低い層から高い層まで幅広くフェアへ集客できるよう、各種媒体により委託料の範囲内で効果的な広報手段の活用を提案すること。
- ・ その他、甲は、本業務とは別に、「ベリーマッチとちぎ」への誘導強化を図るため、東京圏在住で移住を検討する又は移住に興味がある20歳代から40歳代の若年層をターゲットとしたディスプレイ広告及びリストティング広告を配信する「栃木県移住・定住等デジタルマーケティング活用PR業務」を実施することとしており、本業務の特設ページを遷移先とした広告配信

を想定している（本事業に係る想定配信金額：50万円）。必要に応じて、当該業務の受託者と連携を図り、集客に努めること。

#### イ 広報資料の作成

- ・ 甲及び出展団体が広報するためのチラシ（A4版カラー両面刷り）を紙媒体（コート紙又はマット紙）で3,000部程度及び電子データ（PDF形式）にて開催日の30日前に納品すること。
- ・ 甲及び出展団体が広報するためのポスター（A1版カラー）を紙媒体（コート紙又はマット紙）にて50部程度開催日の30日前に納品すること。
- ・ その他、甲の求めに応じて必要な画像データ等の素材を提供すること。

### （5）当日運営

#### ア マニュアルの作成

- ・ ブース出展に係る準備や、当日の流れ及び以下の項目を記載したフェア出展マニュアルを開催日の30日前までに作成し、電子データで納品すること。

#### イ 当日配布資料の作成

- ・ 会場内レイアウト、プログラム、出展団体等を記載した資料を作成し、電子データで納品すること。なお、想定される来場者数分に加え、出展団体分及び予備を印刷し、用意すること。

#### ウ 会場内サイン類の作成

- ・ ブースサイン（出展団体名とブース番号を表示）、会場レイアウト、出展団体を表示した栃木県地図、プログラムにおけるタイムテーブル等を作成すること。
- ・ その他、本県と東京圏の居住費や生活費等の比較等、来場者が移住後の暮らしをイメージできるような情報案内パネルを作成すること。

#### エ 受付コーナーでのPR

- ・ 来場者受付コーナーにおいて、来場者に本県の魅力が十分に伝わるようなPRや装飾等を提案すること。

#### オ 会場の設営及び運営体制

- ・ 当日の会場設営・撤去や来場者受付・誘導等を行うに十分な人数のスタッフを配置し、フェア開催中の運営体制を甲に提案すること。

#### カ 来場者の受付

- ・ 来場者には受付カード等への記入を必須とする。なお、受付カード等の記入項目は甲と協議の上、決定する。なお、来場者の利便性を考慮し、受付カード等は電子方式を基本とすること。
- ・ 受付カード等の記入内容を相談ブースでも活用できるよう、本人の同意のもと出展団体に提供できることにする。

#### キ セミナー等の司会・進行

- ・ セミナー等の司会・進行を行うファシリテーターを設置すること。

#### ク 出展団体との連絡調整

- ・ 緊急連絡先を設け、出展団体との連絡調整を行うこと。なお、出展団体の当日参加者氏名及び連絡先を取りまとめた上で、事前に甲に提供すること。また、不測の事態が生じた場合には、

甲と協議の上、対応すること。

**ケ 来場者アンケートの実施・回収・集計**

- ・ 来場者へアンケートを実施し、回収・集計すること。なお、アンケート項目は甲と協議の上、決定する。

**コ 速報値の集計**

- ・ 来場者数及び相談ブースごとの相談者数の速報値を集計し、当日中に甲へ報告すること。

**(6) その他、事務局業務**

- ・ フェア開催に当たり、付随する事務局業務を行うこと。

**(7) 業務実績の取りまとめ、報告等**

**ア 業務実績の取りまとめ、報告**

- ・ 以下に記載する内容を記した開催結果報告書（任意様式）を作成し、フェア終了後 30 日以内に甲へ提出すること。
- ・ 開催結果報告書には、広報・周知の実績及び分析、フェア内容の概要及び当日の写真データ、フェア出展者、来場者アンケートの集計結果、イベントの実施効果や課題及び改善案その他成果品と認められるものを記載すること。
- ・ 乙は、甲への開催結果報告書の提出と併せ、甲への報告会を実施すること。なお、報告会はオンラインによる実施も可とする。

**イ 納入方法**

- ・ 開催結果報告書は電子データ及び紙媒体にて納入すること。

**6 KPI**

(1) 及び(2)を本業務におけるKPIとすること。なお、開催方法に変更があった場合は、甲と協議の上、決定する。

**(1) フェア参加者数**

- ・ 受付カード等で確認ができる会場への来場者組数 200組を下限に設定し、提案すること。

**(2) 相談ブースへの相談件数**

- ・ 相談件数 500件を下限に設定し、提案すること。

**(3) 参考（過去実績）**

ア 「くらしと、しごと、地域と。 オールとちぎ移住&しごとフェア 2025」

開催日時 令和7(2025)年11月16日(日) 11:00～16:00

会場 東京交通会館(東京都有楽町) 12階ダイヤモンドホール

出展者数 市町25 企業・団体30

・参加者数 305組 443名

・相談件数 711件(市町488件 企業・団体223件) 996名

・主な内容 先輩移住者によるセミナー、スギの積み木・ガーランド作り体験、  
出展!壬生町おもちゃ博物館等

- イ 「くらしとしごとの最適解は栃木にある。 オールとちぎ移住&しごとフェア 2024」
- ・開催日時 令和6(2024)年11月10日(日) 11:00~16:00
  - ・会場 東京交通会館(東京都有楽町) 12階ダイヤモンドホール
  - ・出展者数 市町25 企業22 団体5
  - ・参加者数 225組342名
  - ・相談件数 520件(市町345件 企業・団体175件) 745名
  - ・主な内容 出展者PRタイム、先輩移住者によるセミナー、黄ぶなの土鈴絵付け体験、出展!壬生町おもちゃ博物館 等
- ウ 「見つかる!つながる!叶える!手の届くしあわせ オールとちぎ移住&しごとフェア 2023」
- ・開催日時 令和5(2023)年10月22日(日) 10:30~16:30
  - ・会場 東京交通会館(東京都有楽町) 12階ダイヤモンドホール
  - ・出展者数 市町25 企業17 団体6
  - ・参加者数 145組203名
  - ・相談件数 442件(市町290件 企業・団体152件) 567名
  - ・主な内容 出展者PRタイム、先輩移住者によるセミナー、栃木県出身の著名人ゲストによるセミナー、日光産の鹿皮を使ったワークショップ、マルシェ 等

## 7 その他業務実施に際しての留意事項

### (1) 実施体制

- ・ 乙は、本業務を円滑に履行するため、業務主任者を定め、実施体制を整えること。
- ・ 業務主任者は、甲、丙、甲が丙内に設置する移住相談窓口「とちぎ暮らし・しごと支援センター」、出展者、ゲスト等と十分な意思疎通を図ることができる者とし、甲と緊密な連携、調整を図ること。

### (2) 契約の変更

- ・ 契約の変更については、甲と乙の協議により定めるものとする。

### (3) 再委託

- ・ 本事業の実施に係る全ての業務を一括して他の団体に再委託することはできない。

### (4) 個人情報の取扱い

- ・ 本業務において取り扱う個人情報については、個人情報保護法に則り、適正に取り扱うとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

### (5) 著作権等

- ・ 本業務の実施により生じた著作物に関するすべての著作権は、甲に帰属するものとする。なお、その利用及び再編集は甲において自由に行うことができるものとする。
- ・ 本業務の実施による成果品は、著作権及び肖像権等の処理を済ませた上で納入すること。

### (6) その他

- ・ 本業務を円滑に遂行するため、委託業務の進捗等について、甲と定期的なミーティングを行うこと。
- ・ 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは甲と乙が

協議の上、定めることとする。

- ・ 本事業の実施に当たっては、関係法令及びガイドラインを順守し、甲と協議を重ねながら、適正に履行すること。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

#### (従事者の監督等)

第3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

#### (収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### (適正管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (作業場所の特定等)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託)

第11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、隨時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(注1) 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。